時事新報

第二千九百五十七號
明治廿四年三月十三日 金曜日
舊曆辛卯二月四日 (戊戌)
(西曆一千八百九十一年)

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○遞信省認可ニ依リ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月料金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

政商平均

我國の議會が國の商安を輕視し國家經綸の輕重を誤りたるの譏を免れざるは我輩の屢々陳辨したる所にして元來一國の經綸は獨り政治の一方のみにあらず商賣の利害に關するみと最も大なれば若しも今の政治家に商賣の思想なく單に政治の眼を以て國事を觀察し其觀察を實際に實にして全體の利害を度外視するが如きみともあらんには冠履顚倒利害錯雜して到底國の經綸は立つ可らず我輩の素論に政治家に商賣の思想なかる可らずとの趣意は即ち國家經綸の大本にして今日に至りて益々その適切なるを知るに足る可し從來我國官途の輩には封建士族の遺臭を酌むもの多くして經綸の輕重を顚倒したるの事例甚だ珍らしからず我輩の常に遺憾として忘るゝみと能はざる所なれども今や全國の利害を代表する國會の人々にして猶は其尤に倣ふものあるに至りては遺憾ますく甚しからざるを得ず今試に我爲政者が商賣の事情に通せずして經綸の道を誤りたる一事例を示さんに我國にて米の收穫高は一年凡そ四千萬石にして之れを一石五圓の價に見積るも其の金高は二億圓、殆んど政府歳入の三倍に達するものと云ふ可し左れば一石の價に於て僅に五十錢の差を見るも全國の米價には忽ち二千萬圓の相違を生ずるものにして其影響の極めて大なるを知らざる可らず而して米價の高低は收穫の多少、需用の增減等種々の事情に由るみと勿論なれども是等の事情を外にしても市場の景氣如何に依り其價に變化あるは疑ふ可らざる事相にして例へば現今の米價一石七圓內外にて市場の取引に差支なけれども若しも政府より一片の法令を發し全國の米相場所を一時に解散するみともあらんか實際の實物には如何なる變化もなき筈なれども米價は之が爲めに忽ち下落を催ほさゞるを得ず即ち商品の價は市場賣買の自由不自由に關して上下せらるゝみと明白なる道理にして今その賣買の不自由なるが爲めに一石に付き五十錢の下落を見るときは全國の賣買上に非常の影響を及ぼして結果の容易ならざるを知解す可し然るに前年政府は米商會所に重稅を課して其賣買を不自由にし之に加ふるに明治二十年彼の不都合なるブールス條例發布して全國相場所の運命を動搖せしめ商人社會の恐惶を致して自然に米價の下落を催ほしたるは世人の普く知る所なり即ち商賣に不案內なる政官が法令を誤用して商賣を妨げたるの事實として見る可きものなり左れば今回議會に於ける地租輕減の說の如きも從來の二分五厘の內より五厘を減じて凡そ八百萬圓の負擔を減せんとするの趣意なれども我輩の所見に據れば斯る說の議會に行はるゝは畢竟その人々が單に政治の一方にのみ注目し政費節減斯民休養などいふ誠に古風單純なる思想を以て國の經綸を見るが爲めにして一國全體の利害に通せざる者なりと評せざるを得ず地租を輕減したりとて實際に斯民休養の實なきは我輩の兼て論じたる所なれども假りに一步を讓りて休養の效あるものとするも僅々八百萬圓の負擔を重しとして國家數百年來の習慣を擲しても無理に之を減せんとするは窮策中の最も窮なるものにして全體の利害に暗きの譏は免れ難し前にも述べたる如く我國收穫米の價に一石五十錢の差あれば農民は二千萬圓の租稅を輕重せらるゝの姿にして其五十錢は政府の法の當不當に由て上下す可きは彼のブールス條例の失策に證しても明に見る可し故に議會の人々が商賣の思想に富みて能く市場賣買の事に着目し其不便妨害を去りて商賣の自由を保護するの注意、否な商賣を妨げざるの注意周密なるに於ては故らに自から苦んで地租輕減の如き消極的の窮策に出でずとも人民の私に於ては却て積極的に無害の恩澤を蒙り隨て大に國の生產に益するとある可し（我輩の持論に地租を減ずるよりも政府の法を簡にして吏員の無用なる者を沙汰し繁文の煩はしきを除て民業を妨げざるときは其功德更に大なりと云ふも本文の意なり）右は米に就ての一例に過ぎざれども目下我國の商品にて生絲あり種油あり鹽あり綿あり何れも皆賣買法の不完全なるものにして凡そ是等の利害に注目したらんには一國の經綸上に改良擴張を要するもの甚だ少なからずして國民の實際に利する所極めて大なるものある可し我輩は今後立法行政の任に當るものが商賣の思想を十分にし國の經綸に政商平均の實を見んみとを希望するものなり

官報

○正誤 昨日の本欄中法省告示第三十七號中下夜の下「久」の字を脫すと昨日の官報に是正したり

朕第三回內國勸業博覽會事務局官制廢止ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿四年三月十一日

內閣總理大臣伯爵山縣有朋

勅令第二十一號

第三回內國勸業博覽會事務局官制本年三月三十一日限リ廢止ス

朕陸軍兵備品會計規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿四年三月十一日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二十二號

陸軍兵備品會計規則

第一條 陸軍兵備品ハ分テ出師準備品通常兵備品ノ二類トス

第二條 出師準備品トハ左ニ揭クル物品ヲ云フ

一 兵器彈藥及各兵器具材料
二 秘密圖書
三 馬匹及戰時ニ要スル器具
四 戰用糧秣及炊具
五 戰用被服及裝具
六 戰用衞生材料
七 戰用獸醫材料
八 戰用天幕
九 陣中事務用品

第三條 通常兵備品トハ左ニ揭クル物品ヲ云フ

一 圖書
二 糧秣
三 被服及裝具
四 衞生材料
五 獸醫材料
六 兵營備付諸器具

第四條 出師準備品ノ品目數量ハ陸軍大臣參謀總長ト協議ノ上上奏ヲ經テ之ヲ定ム

第五條 出師準備品ハ其保存ヲ全カラシムル爲メ通常兵備品ト新陳交換スルヲ例トス

第六條 出師準備品ハ近衞都督師團長及監督長官之ヲ管理ス

第七條 出師準備品及其數量ニ關スル書類ハ主任者ノ外閲覽スルコトヲ得ス

第八條 通常兵備品中隊其他委任經理ニ係ル糧食被服消耗品陣營具ニシテ特ニ保管ノ方法ヲ定メタルモノニアリテハ各保管者聯帶シテ其責ニ任ス

第九條 通常兵備品ノ會計ハ明治二十二年勅令第八十四號物品會計規則ニ依ル

第十條 出師準備品ノ保管出納及檢査ノ方法其他細則ハ陸軍大臣之ヲ定ム

○大藏省令第三號

明治二十三年十一月當省令第三十四號印紙類賣下賣捌規則施行細則第五條左ノ通リ改正ス

明治廿四年三月十二日

大藏大臣伯爵松方正義

第五條 印紙類元賣捌人及ヒ賣捌人ハ各免許賣捌所ノ標札ヲ調製シ戶外ニ揭出スヘシ

大藏省令第三號參照

大藏省令第三十四號印紙類賣下賣捌規則施行細則（明治二十三年十一月十四日）抄錄

第五條 免許ヲ得タル元賣捌人ハ間稅署ヨリ賣捌人ハ間稅分署ヨリ各免許賣捌所ノ標札ヲ受ケ之ヲ戶外ニ揭出スヘシ

各賣捌人ノ改名轉居等ニ依リ異動ヲ生シタルトキハ其訂正ヲ請フヘシ

廢業シタルトキハ標札ヲ返納スヘシ

○遞信省告示第六十三號

東京商船學校規則第五條中製圖ノ下「砲術」及函館商船學校規則第八條課程中機關部ニ於ナ「砲術」ノ二字ヲ削除ス

明治廿四年三月十二日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

○第二豫備金支出

明治二十三年度第二豫備金支出

第二十八回

一金一萬千二百圓七十錢一厘 沖繩縣地役人俸給

沖繩縣地方費ノ支辨ニ屬スル地役人諸給中役俸トシテ本行ノ金額支給ヲ要シ第二豫備金ヨリ支出ノ儀內務大臣ヨリ請求有之本大臣同意ヲ表シ之ヲ奏シ本月十日勅裁ヲ得タリ

明治廿四年三月十二日

大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○議會は議院法第六十五條を誤解せざるか 議院法第十三章は請願のみとを規定しあり其中第六十五條に日く「各議院に於て請願の採擇すべきみとを議決したるときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むるみとを得」と而して帝國議會の之を解釋する所は「各議院に於て採擇すべきものと議決したる請願書は意見書を附して政府へ送付すべし。。。但し事宜に依りては政府より報告を求むるみとを得」と云ふにあり去ればみそ貴族院にても又衆議院にても請願委員は議院に報告して曰へり斯々の請願は採擇すべきものと認むるに由り之を政府へ送付するみとに定めたりと而して貴族院に於ては實際請願の議事を開きしとて先づ採擇するや否を起立に問ひ次に委員の意見書の採否を表決に附し斯くて雙方可決せば便ち之を政府へ送付したり是れ即ち議會が採擇すべきものは政府

へ送付すべき
り去りあがら
を總て政府へ
の中には
べし現に
政府案に
を一々取
雙方の請
便に供し
府の廊中
に合點ゆ
て之を政
爲すのみ
するの途
請願は下
上とは獨
請願致し
取次を願
なれど憲
願の權利
職を奉ず
條は實に
を得ざる
はざるや
に依り報
大に其係
依り」以
字は本文
議院に於
意見書を
又事宜に
「事宜に依
とを議決
得」とあ
かなるべ
つての請
願の趣政
は特別地
際斯々の
ある場合
告せしむ
みとある
會は請願
のみ此
若し議會
る方得策
言ふ者あ
付かざり
スく打
の事務局
たる請願
續に及ば
は必ず本

○電話加入
を開きて
て昨今は
入者の何
左の如し
京橋區
芝區
下谷區